

## 法人用本人確認書類について

法人の申込は、必要となる本人確認書類が異なります。

申込者と法人の両方の書類が必要となり、本人確認番号も双方に送付されます。

申込者：

- 1、個人の場合の本人確認書類と同様
- (2、申込者が役員以上の決裁権者でない場合は委任状が必要)

法人：

1、登記簿謄(抄)本、現在(履歴)事項証明書、登記事項証明書、法人の名称・所在地の記載ある印鑑登録証明書、その他官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの。

- 2、定款、登記事項説明書など事業内容が確認できるもの

※登記事項説明書をご用意いただければ、上記1と2を併用できます。

## 実質的支配者とは

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、実質的支配者の確認が義務付けられています。

NAWABARI では株式会社等の場合、当該法人の議決権総数の4分の1（25%）以上の議決権を有している者を指します。

また、持分会社（合名、合資および合同会社）、社団・財団法人等の場合は、当該法人を代表する権限を有しているすべての者を指します。

実質的支配者が個人の場合：個人名、住所、生年月日が必要です。

実質的支配者が法人の場合：法人名と本店または主たる営業所の所在地が必要です。

事業形態	実質的支配者に該当する方
非上場の株式会社	※議決権が25%以上の方（複数いる場合は代表の方一名の情報） ※「実質的支配者」が法人の場合もあります ※議決権が25%以上の方がいない場合、「実質的支配者なし」となります。 *NAWABARI のポリシーによる
合名会社 合資会社 合同会社	代表社員 ※代表社員がいない場合、業務執行社員全員が「実質的支配者」となります。代表の方一命の情報をご記入ください。
一般/公益社団法人 一般/公益財団法人	代表理事 ※代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。代表の方一名の情報をご記入ください。
医療法人	代表理事
上場企業・ 国・地方公共団体・独立行政法人	なし